

# 令和8年度ぐんま結婚応援パスポート（コンパス） 利用促進業務委託企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算内容によっては、事業内容及び委託金額等について変更・中止することがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止となることもありますので予め御留意ください。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しません。

## 1 委託業務の名称

令和8年度ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）利用促進業務

## 2 趣旨・目的

県は、少子化対策の一環として、県民が結婚・子育て等の希望を実現できる社会づくりに取り組んでおり、様々なライフステージに応じた支援事業を実施している。

本業務は、このうち「ぐんま結婚応援パスポート（以下「コンパス」という。）」の認知度向上及び利用促進を図ることで、社会全体による結婚応援の機運醸成を行うことを目的とする。

## 3 業務の内容

令和8年度ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）利用促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

## 4 予算上限額

2,079,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

## 5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 6 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民

事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。

- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 国内に事業所を置く事業者であること。
- (9) 当該委託業務を遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。

## 7 スケジュール

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 公募開始   | 令和8年2月25日(水)               |
| (2) 参加申込   | 令和8年3月11日(水) 17時まで         |
| (3) 質問受付   | 令和8年3月11日(水) 17時まで         |
| (4) 企画提案期限 | 令和8年3月18日(水) 17時まで         |
| (5) 審査(書面) | 令和8年3月19日(木)～3月25日(水) 【予定】 |
| (6) 選定結果通知 | 令和8年3月31日(火) 【予定】          |

## 8 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/744899.html>

## 9 参加申込

応募を希望する事業者は、「参加申込書<様式1>」をメールで提出してください。

- (1) 提出期限

令和8年3月11日(水) 17時まで(必着)

- (2) 提出先

群馬県生活子ども部生活子ども課政策推進室子ども未来戦略係 あて

アドレス: [kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp)

※件名を「【参加申込】コンパス利用促進業務公募」としてください。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

## 10 質問受付

応募を予定している事業者で、質問がある場合には、「質問票<様式2>」をメールで提出してください。

- (1) 受付期限

令和8年3月11日（水）17時まで（必着）

(2) 提出先

群馬県生活子ども部生活子ども課政策推進室子ども未来戦略係 あて

アドレス： kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【質問】コンパス利用促進業務公募」としてください。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

(3) 回答

参加申込をいただいた全ての事業者へ、土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答いたします。

## 11 応募の手続き等

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

(1) 提出書類

①企画提案書（表紙）＜様式3＞

②企画提案書（本体）（任意様式） ※内容は（2）のとおり

③費用見積書（任意様式） ※内容は（3）のとおり

④業務実績一覧表＜様式4＞

⑤法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（\*）

⑥決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（\*）

⑦暴力団排除に関する誓約書 ＜様式5＞（\*）

⑧課税（又は免税）事業者届書 ＜様式6＞

⑨会社概要がわかるパンフレット等

※（\*）の付いた資料は、群馬県「物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要

(2) 企画提案書本体について

- ・別紙「仕様書」に基づき、本事業を効果的に実施するための事業実施計画（案）を提案してください。
- ・事業実施計画（案）は、「仕様書」の「7 事業計画の策定」に掲げる事項について、漏れなく記載してください。
- ・その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自提案等があれば自由に記載してください。

(3) 費用見積書の作成に当たっての留意点

- ・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、本要領の「4 予算上限額」を参照の上、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を明記してください。

#### (4) 提出方法・提出期限

- ・提出方法：(5)の提出先に、メール(※)にて提出してください。
- ・提出期限：令和8年3月18日(水) 17時(必着)  
※ファイルはPDF形式で添付し、1通あたりの添付ファイル容量は5MBまでとしてください。

#### (5) 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1  
群馬県生活子ども部生活子ども課政策推進室子ども未来戦略係  
アドレス：kodomomirai@pref.gunma.lg.jp  
※件名を「【企画提案】コンパス利用促進業務公募」としてください。  
※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

#### (6) 応募書類等の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、本業務の受託者選定に係る審査にのみ使用します。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

#### (7) その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出期限後の事業者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。
- ・企画提案書の提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その事実を書面にて御提出願います。

## 12 審査

県が別に設置する審査委員会が、提出された書類に基づいて審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定します。

#### (1) 審査基準

- ① 本事業の趣旨・目的を十分に理解しているか
- ② 提案の内容に具体性があるか、実現可能な提案となっているか
- ③ コンパスの認知度向上、利用促進が期待できる内容となっているか
- ④ 協賛店舗がメリットを感じられ、店舗拡大を見込める内容となっているか
- ⑤ 実施スケジュールや費用算定は適切か、業務執行体制に問題はないか

#### (2) 結果通知・公表

審査結果は令和8年3月31日（火）以降に全ての参加事業者に通知します。  
なお、優先交渉者は県ホームページ上でも公表します。

### 13 契約

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### (2) 契約方法

- ・ 県は審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定し、契約相手方の候補者とします。
- ・ 契約時には、本企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ なお、契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- ・ 委託により制作された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

### 14 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。

### 15 その他

- ・ このプロポーザルにおける受託候補者の決定は、令和8年4月1日の令和8年度予算発効時において効力を生じるものとします。
- ・ 本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

### 16 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（群馬県庁12階）

群馬県生活こども部生活こども課政策推進室こども未来戦略係

電話：027-226-2392

メール：kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp